

令和7年長審第16号

裁 決  
漁船A乗揚事件

受 審 人 a  
職 名 A船長  
操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官川西篤史出席のうえ審理し、  
次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

理 由

(海難の事実)

- 1 事件発生の年月日時刻及び場所  
令和6年12月26日05時20分  
熊本県三角港
- 2 船舶の要目  
船 種 船 名 漁船A  
総 ト ン 数 4.8トン  
登 録 長 11.81メートル  
機 関 の 種 類 ディーゼル機関

漁船法馬力数 243キロワット

### 3 事実の経過

Aは、平成2年3月に進水した、刺網漁業、雑漁業及びはえなわ漁業に従事するFRP製漁船で、船体中央部に操舵室を配し、同室にレーダー、GPSプロッター、ソナー、魚群探知機、舵輪、機関遠隔操縦レバー等を装備し、舵輪後方に操縦席を設け、a受審人ほか2人が乗り組み、操業の目的で、船首0.5メートル船尾1.0メートルの喫水をもって、令和6年12月26日05時00分三角港南部の熊本県蔵蔵漁港を発し、三角ノ瀬戸を經由する予定で佐賀県道越漁港東方沖合の漁場に向かった。

a受審人は、救命胴衣着用の甲板員1人を船尾甲板に、別の甲板員1人を操舵室にそれぞれ待機させるなか、0.25海里レンジとしたレーダー及び0.75海里レンジとしたGPSプロッターを作動させ、操縦席に腰を掛けた姿勢で操船に当たりながら三角港内を航行した。

a受審人は、三角ノ瀬戸南口に至り、05時18分僅か前天城橋橋梁灯（R1灯）（以下「天城橋橋梁赤灯」という。）から192度（真方位、以下同じ。）530メートルの地点で、北方に天草天門橋橋梁灯（C1灯）の白光を目視し、同瀬戸に架けられた東西方向の天門橋下方水域に向けて針路を023度に定め、13.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵によって進行した。

a受審人は、天門橋下方水域を、次いで同橋とほぼ平行に架けられた天城橋下方水域を航過し、05時19分半天城橋橋梁赤灯から064度150メートルの地点で、前方に熊本県宇土半島西岸の民家の明かりを目視し、左舷方に当たる同県大矢野島東岸のウシコロビ鼻を離すつもりで三角ノ瀬戸北口に向けて針路を308度に転じた。

針路を転じたとき、a受審人は、ウシコロビ鼻が正船首200メー

トルのところとなり、その後同鼻に向首接近する状況であったが、宇土半島西岸との離岸距離を目測しているので三角ノ瀬戸を無難に通航することができるものと思ひ、レーダー及びGPSプロッターを活用するなど、船位の確認を十分に行わなかったため、この状況に気付かなかった。

こうして、a受審人は、ウシコロビ鼻に向首続航し、05時20分天城橋橋梁赤灯から354度190メートルの地点において、Aは、原針路及び原速力で、同鼻に乗り揚げた。

当時、天候は雨で風力3の北北東風が吹き、潮候はほぼ高潮時にあたり、視界は良好であった。

乗揚の結果、船首部船底外板に擦過傷等を、推進器翼及び同軸に曲損をそれぞれ生じたが、クレーン船に引き揚げられて三角港東部のマリーナに運ばれ、後に修理された。

#### (原因及び受審人の行為)

本件乗揚は、夜間、三角港において、三角ノ瀬戸北口に向けて針路を転じた際、船位の確認が不十分で、ウシコロビ鼻に向首進行したことによって発生したものである。

a受審人は、夜間、三角港において、三角ノ瀬戸北口に向けて針路を転じた場合、周囲の浅所に乗り揚げることのないよう、レーダー及びGPSプロッターを活用するなど、船位の確認を十分に行うべき注意義務があった。しかし、同人は、宇土半島西岸との離岸距離を目測しているため三角ノ瀬戸を無難に通航することができるものと思ひ、船位の確認を十分に行わなかった職務上の過失により、ウシコロビ鼻に向首接近する状況に気付かず進行して乗り揚げの事態を招き、船体に損傷を生じさせるに至った。

以上の a 受審人の行為に対しては、海難審判法第 3 条の規定により、同法第 4 条第 1 項第 2 号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を 1 か月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和 8 年 2 月 2 5 日

長崎地方海難審判所

審判官 永 木 俊 文